

## 福井県介護職員処遇改善支援事業補助金交付取扱要領

### (趣旨)

第1条 福井県介護職員処遇改善支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」（令和6年1月25日老発0125第5号厚生労働省老健局長通知）、「福井県財務規則」（以下、「財規」という。）、「福井県補助金等交付規則」（以下、「規則」という。）および「長寿福祉課所管補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 補助金は、令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う介護事業所等に対し、賃金改善を行うために必要な費用に対し補助金を交付することにより、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応することなどを目的とする。

### (定義)

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「介護事業所等」とは、別紙1表1に定める事業所・施設をいう。
- (2) 「介護事業者等」とは、介護事業所等を運営する法人をいう。
- (3) 「介護報酬」とは、介護事業所等に対してサービス提供の対価として支払われる報酬をいう。
- (4) 「介護職員等」とは、介護事業所等に勤務する介護職員とその他の職員（介護職員以外の職員）をいう。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和6年2月から令和6年5月までの交付対象期間のサービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額とする。

2 各月分の補助額は、以下のとおり決定する。

補助額＝ア×イ×ウ（1円未満の端数切り捨て）

ア 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）

イ 1単位の単価

ウ サービス類型別交付率（別紙1表1）

なお、アについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を

2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに福井県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。

また、ウについて、要件を満たす介護療養型医療施設については、令和6年2・3月分の補助額は、介護療養型医療施設の総報酬に介護医療院と同じ交付率を乗じた額とし、4・5月分の補助額は、移行後のサービスの総報酬に当該サービスの交付率を乗じた額とすることとする。

3 補助額の根拠となる毎月の介護報酬総単位数は、補助対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととする。

（補助対象事業者）

第5条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福井県内に所在する介護事業所等であること。
- (2) 別紙1表1に掲げるサービスタイプの介護事業所等であって、交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定していること。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限って、令和6年2月・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とすることができる。

また、交付申請書提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている介護事業所等は、本事業の対象外とする。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村（特別区を含む。）が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限って、本事業の対象とすることができる。

- (3) 下記のア～ウの賃金改善要件を満たしていること

ア 賃金改善の実施

介護事業所等は、補助額に相当する介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

イ 賃金改善の開始時期

介護事業所等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

#### ウ 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、介護事業所等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、介護事業所等は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4月・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する可能性があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

#### (4) 下記のア・イのその他要件を満たしていること

##### ア 賃金改善方法の周知について

介護事業所等は、賃金改善を行う方法等について、介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

##### イ 労働法規の遵守について

介護事業所等は、介護職員処遇改善支援補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、補助事業者という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を県が指定する期限までに介護職員処遇改善計画書（介護職員処遇改善支援補助金分）（以下、計画書という。）（様式第2号）および必要書類（「県税の納税状況の確認について」および「税務署が発行する納税証明書（未納の税額がないことの証明）」を添えて知事に提出しなければならない。なお、計画書には、次のアからエまでに掲げる事項について、記載すること。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の見込額

交付対象期間における介護職員処遇改善支援補助金の見込額をいう。

イ 賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、アの額以上となる額をいう。

ウ 基本給等による賃金改善の見込額等

イのうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の補助金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

2 補助事業者は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（補助金の交付決定条件）

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（補助金の変更交付申請）

第8条 補助事業者は、補助金交付決定後に補助事業内容等を変更する場合には、

補助金交付変更申請書（様式第3号）を県が指定する期限までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、要綱に定める軽微な変更および補助金交付決定額の20%以内の減額による変更の場合は、この限りではない。

（交付決定の取り消し）

第9条 知事は、補助事業者またはその役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、複数の介護事業所等を有し、一括して計画書を作成している場合、当該介護事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施することとする。

- （1）介護職員処遇改善支援補助金の補助額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら、特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱および要領に記載の要件を満たさない場合
- （2）交付決定の条件に反した場合
- （3）虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合
- （4）労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- （5）第15条の規定による知事の指示に従わなかったときまたは検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（変更の届出）

第10条 補助事業者は、計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に対し、変更届出書（様式第4号）により、変更の届出を行わなければならない。

- （1）会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合  
※当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容が分かる資料を添付すること
- （2）複数の介護事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合  
※別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2を添付すること
- （3）就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合  
※当該改訂の概要が分かる資料を添付すること

（特別事業の届出）

第11条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、知事に対し、次のアからエまでに掲げる事項について、記載した特別事情届出書（様式第5号）を届け

出なければならない。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている介護事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

イ 介護職員等の賃金水準の引下げの内容

ウ 当該法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善の見込み

エ 介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

（補助金の実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金完了実績報告書（様式第6号）を県が定める期限までに介護職員処遇改善実績報告書等（以下、実績報告書という。）（様式第7号）を添えて知事に提出し、2年間保存しなければならない。実績報告書には、次のアからオまでに掲げる事項について、記載すること。

ア 介護職員処遇改善支援補助金の総額

イ 賃金改善所要額

各介護事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、アの額以上の額を記載する。

ウ 基本給等による賃金改善所要額等

イのうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の補助金の総額の3分の2以上となるようにすること。

エ 賃金総額等

以下の①②を記載する。ただし、①の額は②の額以上であること。

①令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金の総額

②令和5年2月から5月の賃金の総額

オ ベースアップの実施

ベースアップの実施有無及びベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、介護事業者等の単位で行うものとする。

2 知事は特に必要と認める場合は、概算払にて補助金を交付するものとする。

3 補助事業者は、交付先の口座情報を債権債務者申請書（様式第8号）にて届けなければならない。

（過誤調整等）

第 14 条 知事は、補助金を交付した後、補助金の額に過誤等が生じた場合には、既に支給した補助金の一部若しくは全部の返還を命じ、または、追加交付を行うものとする。ただし、追加交付を行うことができるのは、令和 6 年 7 月末までに生じ、令和 6 年 8 月 10 日までに国保連により受け付けられたものとする。

(指示および検査)

第 15 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めることができる。

附則 この要綱は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。

別紙 1

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%



